

## 鳥取県おためしサテライトオフィス利用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県おためしサテライトオフィス利用支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新たに県内に事業活動の拠点の設置を検討している県外事業者に対し、県内のサテライトオフィスやコワーキングスペース（以下「サテライトオフィス等」と言う。）の短期利用に係る利用料金を減免して提供する事業を行う施設運営事業者を支援することで、県内への新たな事業所の設置やサテライトオフィス等の利用を促進して、県内経済の活性化を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) サテライトオフィス 事業者が主として事業を営む拠点とは別に事業を行う拠点として賃貸等で設置する施設のうち、第3号に規定するテレワークの実施に適した環境が整備されたものをいう。
- (2) コワーキングスペース 多様な業種・業態の事業者等が共有して利用し、それぞれの業務や交流等を行いながら共同で働くスペースのうち、第3号に規定するテレワークの実施に適した環境が整備されたものをいう。
- (3) テレワーク 情報通信技術を利用して時間や場所を有効に活用する柔軟な働き方のことをいう。
- (4) 施設運営事業者 県内でサテライトオフィス等を整備した施設を設けて、個人又は法人に対価を得て当該施設を提供する事業を営む事業者をいう。
- (5) 県外事業者 次に掲げる事業を行う又は行おうとしている法人又は個人で、県内に事業所（営業所、拠点を含む。）を有していない者をいう。
  - ア 製造業（製造業の原料又は材料として使用する農林水産物の生産を併せて行うものを含む。）
  - イ 道路貨物運送業のうち、製造業における生産工程又は生産管理と密接に関連した事業（県内物流事業者の経営に重大な影響を及ぼすものを除く。）
  - ウ 製造業を直接支援する当該製造業と一連・一体的な専属事業であって、助成を行うことが適当であるとして知事が選定した事業（前号に該当する事業を除く。）
  - エ 情報処理・提供サービス業に属する事業
  - オ ソフトウェア業、デザイン・機械設計業、インターネット附随サービス業に属する事業
  - カ 自然科学研究所に属する事業
  - キ 職員教育施設・支援業（技術者の研修を主たる目的とするものに限る。）に属する事業
  - ク コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するコンテンツの制作等を行う事業のうち、次に掲げるもの
    - (ア) まんがに関するコンテンツ まんが企画制作事業、イラスト企画制作事業等
    - (イ) アニメーションに関するコンテンツ アニメーション企画制作事業等
    - (ウ) (ア)、(イ)に関連するコンテンツ 映像企画制作事業、フィギュア・人形・模型等企画制作事業、オンライン・ゲーム専用機・モバイル端末向けゲーム企画制作事業等
    - (エ) 人材育成 コンテンツ企画制作に係る人材育成事業等
  - ケ その他知事が認める事業
- (6) 短期利用 連続する3日以上1カ月以下（県が誘致を目的として行う視察事業の場合は、3日未満も含む。）の施設利用をいう。なお、事業活動の目的を伴わない個人としての利用を除く。

(補助対象となる施設の登録)

第4条 本補助金の交付を受けようとする事業者は、別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、様式第1号に次の各号に掲げる書類を添えて、事業を実施する施設の登録の申請（以下「登録申請」という。）を行い、あらかじめ知事の登録（以下「施設登録」という。）

を受けなければならない。

- (1) 対象事業を実施する施設の概要（施設の住所及び面積、利用者に提供するオフィス空間の区画、設備機器、その他のサービス内容等）が分かる資料
  - (2) 対象事業を実施する施設の利用料金が分かる資料
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、登録申請の内容が、次の各号に掲げる要件に適合するときは、登録申請を受理した日から30日以内に様式第2号により施設登録の結果を申請者に通知するものとする。
- (1) 県内において行われる事業であること。
  - (2) 別表第2欄に規定する要件を満たし、補助対象事業を確実に実施できると認められる施設運営事業者により行われるものであること。
- 3 知事は、第2項に規定する要件を満たさなくなったとき、又は同項の規定により施設登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。法人にあっては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する者の役員を含む。）が事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反が認められるときは、施設登録を取り消すものとする。

（施設登録の辞退）

- 第5条 登録事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめその旨を様式第3号により知事に届け出なければならない。
- (1) 対象事業を中止し、又は廃止するとき。
  - (2) 第4条第2項に定める要件を満たさなくなることが明らかなきとき。
- 2 知事は、前項の規定による届出を受けて補助事業の実施が困難であることを認めたときは、施設登録を取り消し、その旨を登録事業者に通知するものとする。

（施設登録の内容の変更）

- 第6条 登録事業者は、対象事業に係る次の各号に定める重要な変更をしようとするときは、あらかじめ知事の承認（以下「登録変更承認」という。）を受けなければならない。ただし、第4項に定める軽微な変更についてはこの限りではない。
- (1) 利用料金の変更
  - (2) 利用者に提供するサービス内容の重要な変更
  - (3) 前2号に掲げる変更のほか、対象事業の実施において重要な変更
- 2 前項の申請は、様式第4号により行うものとする。
- 3 知事は、登録変更の承認を行ったときは、その旨を様式第5号により通知するものとする。
- 4 第1項に規定する軽微な変更は次のとおりとする。
- (1) 登録事業者の名称の変更
  - (2) 利用者に提供するサービス内容の廃止（サービスの一部を廃止する場合に限る。）
  - (3) 利用者に提供するサービス内容の利用料金の変更を伴わない変更
- 5 前項に規定する軽微な変更をしたときは、知事に届け出なければならない。
- 6 第2項の規定は、前項の軽微な変更に係る届出について準用する。

（補助金の交付）

- 第7条 県は、第2条の目的の達成に資するため、対象事業を行う別表の第2欄に掲げる登録事業者（以下「補助事業者」という。）が同表の第3欄に掲げる要件（以下「補助要件」という。）を満たす場合、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、当該対象事業に要する別表の第4欄に掲げる経費の額（以下「補助対象経費」という。）に、同表の第5欄に定める率を乗じて得た額（円未満切り捨て）以下とし、同表の第6欄に定める額を上限とする。

（交付申請及び実績報告の時期等）

- 第8条 本補助金の交付申請及び実績報告は、知事が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書及び規則第17条第1項の報告書は様式第6号によるものとする。

- 3 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類及び規則第17条第2項に掲げる書類は、様式第7号によるものとする。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

第9条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請及び実績報告を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第8号によるものとする。

(補助金の交付停止等)

第10条 知事は、対象事業が補助要件を満たしていないことを確認した場合には、第9条第1項に規定する本補助金の交付決定後であっても、本補助金の交付を停止できるものとする。

- 2 前項の実施手続き、本補助金交付停止措置の解除及び解除後の本補助金の交付方法等は補助事業者との協議により決定するものとする。

(県外事業者の利用回数)

第12条 本補助金を活用する県外事業者については、各年度に2回(1施設あたり1回)を原則とする。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第13条 本補助金の交付に関する手続きにおいては、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する消費税及び地方消費税の額は含めないものとする。

(調整)

第14条 対象事業に対し、財源に県費を含まない他の補助金等が充当される場合は、本補助金の額及び他の補助金等の額を合算した額が補助対象経費を超えないよう調整するものとする。

- 2 本補助金の補助対象経費と財源に県費を含む他の補助金等の補助対象経費が重複する場合は、当該重複する部分を調整するものとする。

(雑則)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月27日から施行する。

別表（第4条関係）

1 対象事業	<p>新たに県内に事業活動の拠点の設置を検討している県外事業者に対し、施設運営事業者が施設登録を行った施設の短期利用の利用料金を減免する事業とする。</p>
2 補助事業者	<p>次のいずれにも該当しない施設運営事業者とする。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者</p> <p>(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>(4) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者</p> <p>(5) 地方公共団体</p>
3 補助要件	<p>次のいずれも満たすこと。</p> <p>(1) 第4条に規定する施設登録を受けていること。</p> <p>(2) 県外事業者の施設の利用前に、様式第9号により県に利用予定届を提出すること。</p> <p>(3) 県外事業者の施設の利用後に県が別に定めるアンケートを実施すること。</p> <p>(4) 県の誘致活動として、施設の情報や当該施設の利用状況等の情報の二次利用（県ウェブサイトへの掲載等）、その他の情報提供等に協力できること。</p>
4 補助対象経費	<p>短期利用の利用料金のうち、次に掲げる料金の減免額とする。</p> <p>ただし、同一の県外事業者による短期利用は各年度に2回（1施設あたり1回）を原則とし、1回の利用での補助金額の上限額は5万円とする。</p> <p>(1) 施設の利用料（施設利用に伴い発生する光熱水費、保険料、事務手数料及びこれに類する費用を含む。ただし、飲食等の物品等の提供に係る費用は除く。）</p> <p>(2) (1)に伴う機器・設備等の利用料（施設運営事業者が提供するものに限る。）</p> <p>(3) (1)に伴う地域コーディネートサービス利用料（新規事業創出やマーケティング調査等のビジネスを目的としたもので、施設運営事業者が提供するものに限る。）。</p> <p>(4) その他知事が必要と認める費用</p>
5 補助率	10/10
6 補助金上限額	<p>150千円/1施設</p> <p>サテライトオフィスとコワーキングスペースが同一敷地内に整備されている場合は、それらを一連の施設（1施設）として取扱う。</p>